

1 改正経緯

国土交通省は、東京2020大会の開催等を受け「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）」を策定し、法改正等により「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」及び「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン・旅客施設編」（以下「ガイドライン等」という。）を改定した。東京都は、宿泊施設をより快適にするため「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（以下「建築物バリアフリー条例」という。）を改正した。東京都は、建築物バリアフリー条例、ガイドライン等の改正を受け、「福祉のまちづくり条例」施行規則改正を令和5年10月1日に施行予定である。このため、新宿区は新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則を東京都「福祉のまちづくり条例」施行規則と同様に改正する。

2 東京都「福祉のまちづくり条例」について

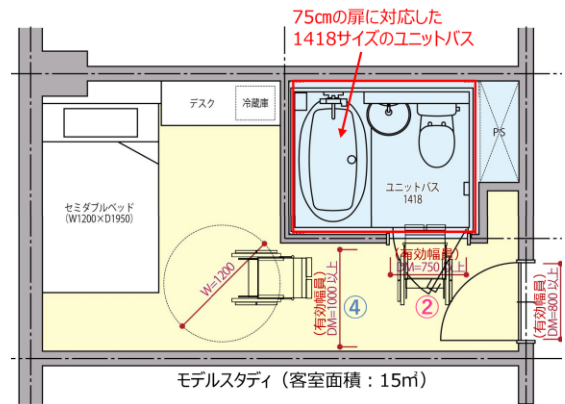
1）「福祉のまちづくり条例施行規則」改正の概要

■改正概要（主な変更点）

- (1) 建築物の整備基準の改正
- 電動車椅子も含む車椅子の利用者がより利用しやすい一般客室の整備を促進するために規定を見直し
- 「宿泊施設の一般客室」
- ⇒ 15㎡以上の客室で浴室等の出入口幅を拡大
- ⇒ 全ての客室で浴室等前の通路幅を追加
- (2) 道路の整備基準の改正
- 道路のバリアフリー化を推進するため、関係法省令やガイドラインの整備基準等との整合を図る
- 「歩道」⇒ 縁石の高さや横断勾配、縦断勾配の基準を明記
- 「視覚障害者誘導用ブロック」⇒ 周辺の舗装の色彩との輝度比が確保できる措置を講ずることを明記
- (3) 公共交通施設の整備基準の改正
- 関係法省令において追加された事項を整備基準に反映
- 「休憩設備（ベンチ等）」⇒ 優先席を設ける場合に標識を設けることを追加

参考 ホテル改正例

	現 行	見直し案
① 客室の出入口幅	80cm以上（変更なし）	
② 浴室等の出入口幅	70cm以上	70cm以上（客室面積15㎡未満） 75cm以上（客室面積15㎡以上）
③ 客室内の段差	段差を設けない（変更なし）	
④ 浴室等前の通路幅	規定なし	80cm以上（客室面積15㎡未満） 100cm以上（客室面積15㎡以上）



3 東京都「福祉のまちづくり条例」と新宿区「ユニバーサルデザインまちづくり条例」について

1）「福祉のまちづくり条例」と「ユニバーサルデザインまちづくり条例」の関係性について

■福祉のまちづくり条例第29条

福祉のまちづくり条例 第29条（適用除外）
都市施設の整備について、その存する場所の属する区市町村の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるように定めている場合は、第14条（整備基準への適合努力義務）、第15条（整備基準適合証の交付）及び第2章第4節（特定都市施設の整備）の規定は、適用しない。

■同等以上の措置とは（例）

都福祉のまちづくり条例

小規模建築物出入口の整備基準：幅は80cm以上とすること。

同等以上の措置を講ずる

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例

小規模建築物出入口の整備基準：幅は80センチメートル以上とすること。

※出入口の幅を80cm未満とした場合、同等以上の措置を講じていない。
また、名称も同様でない場合、同等以上の措置を講じていないこととなる。

2）「福祉のまちづくり条例」と「ユニバーサルデザインまちづくり条例」の届出

東京都「福祉のまちづくり条例」第29条の適用除外を受けているため、新宿区で特定都市施設の新設・改修をする場合は、東京都「福祉のまちづくり条例」の届出は免除され、「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」に基づく届出を提出する。同等以上の措置を講ずることができない場合、条例29条の適用除外の対象外となる。条例29条の適用除外の対象とならない場合、新宿区で特定都市施設を新設・改修する場合は、東京都「福祉のまちづくり条例」に基づく届出、「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」に基づく届出の両方を提出する必要がある。

上記1）、2）より、同等以上の措置を講ずる必要があるため、新宿区「ユニバーサルデザインまちづくり条例」の内容は、東京都「福祉のまちづくり条例」施行規則改正の内容と同様に改正する。

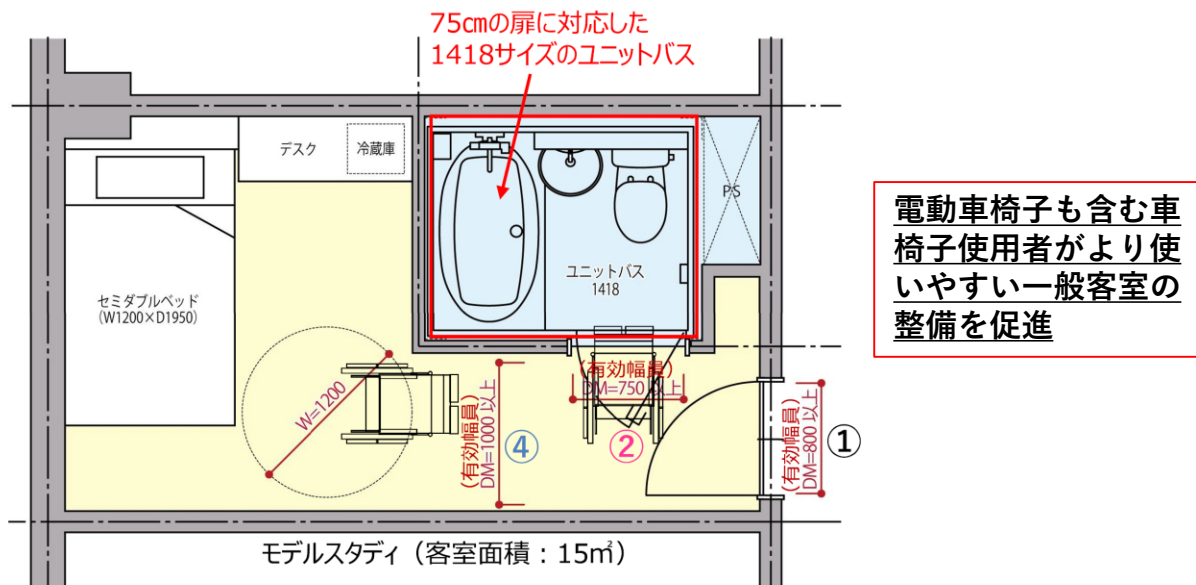
■新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則における主な改正概要

1) 建築物の整備基準等の改正について（東京都HPより抜粋）

■遵守基準改正概要（ホテル）

	現 行	見直し案
① 客室の出入口幅	80cm以上（変更なし）	
② 浴室等の出入口幅	70cm以上	70cm以上（客室面積15㎡未満） 75cm以上（客室面積15㎡以上）
③ 客室内の段差	段差を設けない（変更なし）	
④ 浴室等前の通路幅	規定なし	80cm以上（客室面積15㎡未満） 100cm以上（客室面積15㎡以上）

※努力基準：浴室等の出入口幅は現行75cmから、遵守基準と同様とする。
浴室等前の通路幅は現行規定がないものから、遵守基準と同様とする。

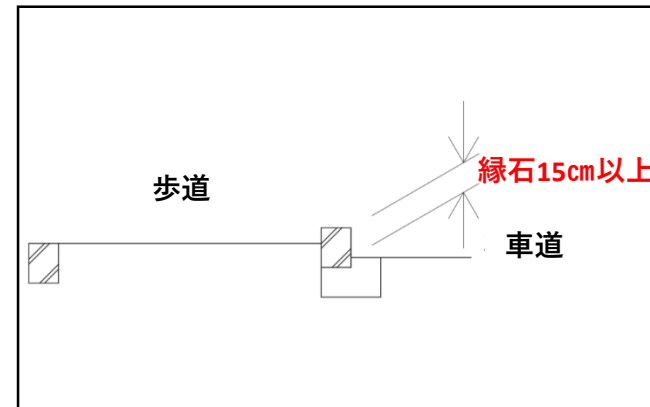


2) 道路の整備基準等の改正について（東京都、国土交通省HPより抜粋）

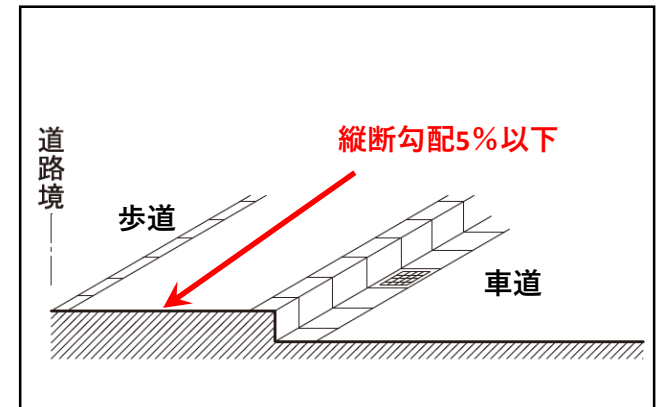
■改正概要

- 道路においてBF化を推進するため、BF法省令やガイドラインの整備基準等との整合を図る
- ①「歩道」⇒縁石の高さを15cm以上とすることを明記
 - ②「歩道」⇒縦断勾配を5%以下とすることを明記
 - ③「歩道」⇒横断勾配は1%以下とすることを明記
 - ④「視覚障害者誘導用ブロック」⇒ 周辺の舗装の色彩との輝度比が確保できる措置を講ずることを明記等
 - ⑤東京都福祉のまちづくり条例に合わせ、整備基準の記載順序の変更

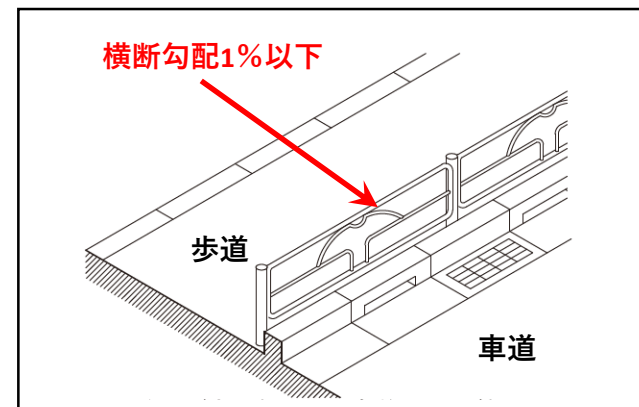
① 縁石の高さを15cm以上



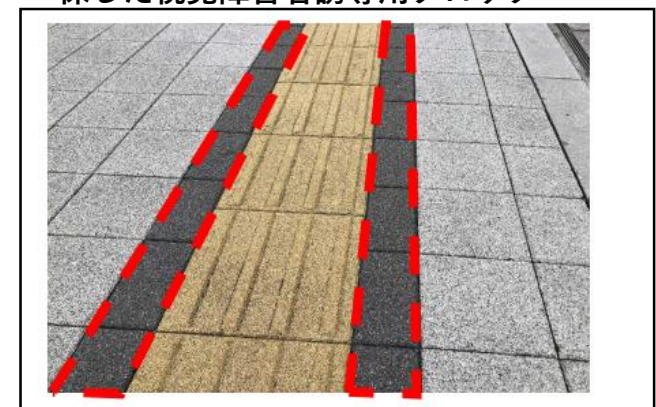
② 縦断勾配を5%以下



③ 横断勾配は1%以下



④ 周辺の舗装材を変更し輝度比を確保した視覚障害者誘導用ブロック



※輝度比：明暗のコントラストを示す指標

3) 公共交通施設等の整備基準等の改正（国土交通省HPより抜粋）

■改正概要

BF法省令やガイドラインにおいて追加された事項を整備基準に反映
○「休憩設備（ベンチ等）」⇒ 優先席を設ける場合に標識を設けることを追加

案内用図記号 参考



待合スペース標識のイメージ

